平成 23 年

新城市教育委員会

7月定例会会議録

新城市教育委員会

平成23年7月新城市教育委員会定例会会議録

- **1 日 時** 7月28日 (木) 午前9時30分から午前11時40分まで
- 2 場 所 新城市リフレッシュセンター ホール
- 3 出席委員

川口保子委員長 馬場順一委員 筏津順子委員

瀧川紀幸委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

村田道博教育総務課長 小西祥二学校教育課長 小石清人生涯学習課長 請井浩二文化課長 夏目昌宏スポーツ課長

5 書 記

小澤正伸教育総務課副課長

6 議事日程

開会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 協議・報告事項

- (1) 新城市立小中学校体育施設の使用料に関する条例の制定について
- (2) 新城市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 平成28年8月臨時市議会について
- (4) その他

日程第4 そ の 他

(1) 文化事業について

今日は、暑い夏にふさわしい作手の鬼久保で定例教育委員会が開かれます事をありがたく思います。それでは、平成23年7月の新城市定例教育委員会会議を作手鬼久保リフレッシュセンターで始めさせていただきます。なお、今日は、菅沼委員はご欠席です。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいています。 ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。(「異議なし」の声) 異 議なしと認めますので6月の定例会と7月の臨時会のご署名をお願いします。

(会議録署名)

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2教育長報告についてお願いします。

教育長

節電の中、今日は、7月の定例教育委員会議を作手のリフレッシュセンターで行うという事で、来る途中気温をみておりましたら新城とは5度前後違います。ここ鬼久保で大事に育てている水芭蕉とさぎ草がこの前の雨でどうかと思い現地を見てきましたが、見事に大水で流されてしまい、ちょっと残念です。作手では吹く風も違い、市の様々な会議等の先頭をきって教育委員会議を開催します。7月8月9月は、他の会議等も作手でやるとなると、下から上に登る機会も増えるのではないかと思います。

7月の行事、出来事は資料のとおりです。

まず、大震災・原発事故・災害に関しては、新城市から南三陸町への職員派遣ですが、教育委員会教育総務課の石野主事に続いて、文化課の岩山主事が7月11日から19日まで1週間派遣されました。大津波でほとんどの教育委員会データが流失したなか、パソコンデータの復元業務に努めてきました。

福島原発事故については、現地の小中学校では先の見えない厳しい状況が続いていることが報道されていますが、現在のところ、市内の幼小中学校への転入等の動きはありません。

一方、被災直後は、義援金や援助物資などの支援に注力してきましたが、4か月余を経過して、東日本の復興・元気のために、新城市民として何ができるかを、再度、思いをめぐらす時かと思います。市内中学校では、改めてアルミ缶集めをして義援金をつくるなどの活動を展開しているところもあります。昨日、「行列のできる法律相談所」の弁護士の住田裕子先生の講演がありましたが、終了後の懇談のなかで、南三陸町の復興のために、カツオをはじめ南三陸町でとれた魚を食べるイベントを企画し

ているとのことです。こうした企画に協力するとか、教育関係者や子供たちとの交流 を図るとか、何か一歩を踏み出す活動ができないものかと考えます。

原発事故の関係で電力の需給が逼迫しており、新城市エネルギー対策本部の節電のための様々な施策を講じております。昨日、第4回新城市エネルギー対策本部会議が開かれ、6月の節電結果が発表されました。前年比25.5パーセントの節電量で、電気料金も21万6千円の節約とのことです。この結果は、エアコンの節約、朝残業の推進、蛍光灯の削減等の努力によるものととらえています。猛暑のなか、日本経済を維持するためにも、国民一人一人の意識的な節電への努力が必要な時です。小中学校をはじめ各家庭でも、夏休み期間中にできる方法を工夫し、実践していきたいものです。

市民文化講座についてですが、運営委員の一人が「生きる」という文字を書きそれがインパクトがあるという事で、本年度のポスターが好評でした。7月30日から、本年度の市民文化講座が始まります。東日本大震災後の日本をどう生きるかをテーマに、第一回の講師は、テレビ番組「そこまでいって委員会」の出演者でお馴染みのコラムニストである勝谷誠彦氏の「これからの日本、激動の時代をどう生きるか」をテーマとした講演です。大震災、大津波、原発事故、1ドル77円、電力不足、不透明な政治経済状況といった国難のなか、国家百年の計の根幹にある教育においても課題は山積しています。日本人の未来を共に考える意味でも、より多くの方々に聴講していただけるよう、委員の皆様方にもご協力をよろしくお願いします。

台風6号による大雨警報で20日に休校しました。大震災・大雨警報等様々な想定外の災害が起こる可能性は大変大きいわけです。各幼小中学校でも災害対策マニュアルはあるわけですけれども、その見直し。もちろん市の災害対策マニュアルも防災対策課を中心に進めているわけですけれども、柔軟な対応ができるよう、この夏休みを契機にしっかり、見直しを図っていけたらと思います。

休校の経過ですが、7月19日夜、台風6号による大雨警報が発令され、新城市災害対策本部が設置されました。その進路予報から、一学期終業式が予定されている20日には暴風域に入ることが想定されましたので、各小中学校では、それぞれ事前の対応をとって備えていました。深夜から、豊川の水位が上昇し、新城、作手、鳳来の増え続ける雨量が刻々と報告されてきました。休校条件である暴風警報は出ていませんでしたが、子供の通学の危険や交通機関の混乱などが想定され、20日午前5時30分に市内28幼小中学校のすべてを休校とする決断をしました。即座に、防災無線と各学校園の携帯連絡網を通じて情報を流しました。

その後、作手が500ミリを超す大雨となり、豊島で豊川の水位が5メートルを超す高さとなり、市内4か所で避難所を開設する状況になりました。マニュアルにはありませんでしたが、休校は適切な判断であったと思います。各学校園には、それぞれ防災計画がありますが、夏季休業中に計画の見直しを進めたいと考えます。いずれにいたしましても、各学校園とも、それぞれの形で無事に一学期の終業の節目をつけ、夏季休業に入りました。

個々の7月の行事ですが、主だったものを報告します。

学校教育関係では、5日にJA愛知東から、市内全小学校児童に安全傘が寄贈されました。夏休み、二学期とも、交通事故に遭わないよう安全指導には心を配ってまいりたいと思います。12日には、作手に野外センターをもつ大府市教委が来訪されました。小学校5年生全員が毎年センターを訪れるわけですが、これまで、新城の三宝を訪ねていただくことができなかったわけですが、本年度、初めて「設楽原歴史資料館」の見学を企画したとの話をいただきました。実際、当日訪れた5年生4クラスの子供たちは、火縄銃や甲冑を身近に体感し、思い出に残る学びができました。

13日には、新城北設楽中学校教科用図書採択協議会を開催し、分科会や全体会の 慎重な協議を経て、24年度から使用する教科書が採択されて、管内市町村教育委員 会に答申されました。これを14日の臨時教育委員会議で協議し、採択が決定いたし ました。

15日には、三遠南信教育サミットが豊橋公会堂で開催されました。基調講演で元愛工大名電高校野球部監督の中村豪氏、また、久野誠CBCアナウンサーの司会で、石黒由美子(シンクロ五輪5位)氏、谷本歩実(柔道五輪金メダル)氏、青島健太(元プロ野球ヤクルト)氏のパネルディスカッションを聴講しました。青島氏の「ちょっとはみだす」話など大変参考になりました。終了後の情報交換会では、三遠南信の教育委員の交流を深めることができました。来年は遠州の磐田市、再来年が南信州で、ローテーションからすると平成26年度は新城市かと思われます。東三河5市3町村、そして、三遠南信の地域間の交流から学べることを今後の新城教育に生かしていきたいと思います。16~17日には、新城市中学校夏季体育大会が開催されました。それぞれの競技会場で猛暑対策を講じていただき、無事に終了いたしました。水泳部は千郷中学校一校ですので即東三河大会ですが、個人3種目で優勝するなどめざましい結果を出しています。

続きまして、社会教育関係ですが、2日に設楽原決戦グラウンドゴルフ交歓会が桜 渕グラウンドで開催され、県内外から1,000名近くが集まり、グラウンドゴルフを通し て交歓を深めました。5日には、市民有志の方々でなる図書館まつり実行委員会を行 い、8月20日から28日の一週間にわたる行事の企画を練りました。昨年は、一日 だけの図書館まつりでしたが、今年は、実行委員の皆さんのおかげで、多彩なイベン トが催され、盛会が期待されます。

2日から3日は、恒例のDOS事業であるツールド新城が総合公園で開催されました。東日本大震災や高速料金の値上がりで参加者の減少が心配されましたが、のべ811組、1,024人の参加ということで微減にとどまりました。なお、新城市民の参加者については、30組、37人でした。今年は、周回の方向を変えたことで、転倒者が少なかったようです。地元の方々のご理解を得ながら、市民への広がりを望みます。

3日の設楽原決戦場まつりも好天で、観光協会の「しんしろ戦国絵巻」の広報の影響か、例年よりもはるかに多い人出のなか、中田副知事の参観も得て、盛大に開催さ

れました。小中学生の演技も、今年は大将織田信長の役を女子中学生が演じるなど、新しい側面も見られました。9日に林正雄先生を囲む有志の会「立ち上がれふるさと」出版記念会で、以前のふるさと銀行のメンバーが本を出版しました。東三河の三宝は満遍なくコンパクトに紹介しております。これだけ、自然・歴史・文化・人についてコンパクトに紹介した本はないのではないかと思います。新城の事、東三河の事を外に行って語るには、この本の知識をもってすれば、断片的な知識ですが、相当、語ることができるのではないかと思います。より多くの人に読んでもらいたいと思います。

17日に新城東高校作手校舎同窓会の総会がありました、作手高校の同窓会が作手校舎になったという事で同窓会名も変えて総会を行っております。本年度の入試は1倍を越す入試であったわけですが、臨時教育委員会議等でも協議していただいたように、入試のルールが今後の持続のために大きな障害になっている事は確かなので、この地区における作手高校・作手校舎のありかたを教育委員会議でも考えをきちっとしたいと思います。

23日に作手歌舞伎の装束の点検を行いました。合併以来、作手資料館に保存してありましたが、使うことが無く5年を経過したものですから、どのようなものが揃っているか、点検をおこないました。28日には、児童文学者岡野薫子先生の推奨による同人誌「ブッポウソウ」発起人会を開催します。新城の地に「文芸の種」が芽ばえることを楽しみにしています。また、30日には、八名小学校と作手B&Gの二か所で、市内の幼小中学生に無料で開放する「子供市民プール」がオープンします。また、自然の清流に親しむ「親子せせらぎエリア」も作手の涼風の里でオープンします。多くの子供たちに活用してもらいたいものです。

委員長

ありがとうございました。それではご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員

台風6号による休校、マニュアルに捉われずの休校は、良かったと思います。3月 11日の教訓を忘れないように災害防止マニュアルの見直しについては、ぜひ進めて いきたいと思います。

委員

「立ち上がれふるさと」出版記念会ですが、本は出ていますか。

教育長

出ています。

委員

親子せせらぎエリアのオープンはどういうふうになっていますか。

生涯学習課長

昨年に引き続いてと言う事で、今年は開設箇所を作手の菅沼川1カ所とし、7月30日の土曜日から8月の16日まで、時間は午前10時から午後4時まで開設します。 場所も昨日セッティングしてきたところです。

教育長

昨日は、水量はどうですか。

生涯学習課長

昨日は、水量がちょっと多かったです。通常よりも10cmくらい多く、通路が水に 浸かっていました。

委員

新小の「豊川を泳ぐ会」も中止になりました。

委員

放射能は心配ないですね。

教育長

県が定点で測っているので、そのデータを信じるしかないです。

委員長

新城市に放射能を測る測定機は無いのですね。

教育長

市民病院にありますが、簡単に持ち出せません。

委員長

有ると言う事が分かっただけでも安心です。

他にございませんでしょうか。それでは日程第3に移ります。

日程第3 協議・報告事項

(1) 新城市立小中学校体育施設の使用料に関する条例の制定について

委員長

それでは、日程第3協議・報告事項にはいります。(1)新城市立小中学校体育施設の使用料に関する条例の制定について説明をお願いします。

スポーツ課長

最初に、制定の趣旨でございますが、この条例は、新城市立小学校及び中学校の体育施設を学校開放で市民のスポーツ活動のための利用に供する場合の使用料の適正化を図るため、使用料の額を定めるものです。学校開放は、スポーツ基本法、昭和51年の文部事務次官の通知、平成2年の体育局長の通知に基づいて学校教育に支障のない範囲で小中学校の体育施設を市民のスポーツ活動に開放しております。利用は夜間が多いのが現状です。

使用料については、現在まで定めておらず、無料で開放している状況です。市の全体的な施設の使用料見直しを平成22年度に行い、それぞれ条例改正を行って本年度4月1日から実施しているところです。学校の施設もその見直しの中に入っていましたが、見送っていました。昨年9月の市議会におきまして、他の体育施設を借りた場合には料金が発生する、学校の体育館、武道場等を借りた場合には無料というのでは、不公平でおかしいのではないかと言う質問がありました。その答弁の中で不公平であ

る回答をしております。このようなことから、今回、先の文部事務次官の通知等に基づいて使用料の額を定めていくものです。市民体育館を始めとする体育施設の設置目的は、スポーツの振興と言う事で、施設の貸出利用が前提になっております。学校の体育館等の設置目的につきましては、主が学校教育のためであり、学校教育に支障の無い範囲で市民のスポーツ活動に開放すると言う事で、貸し館とは違うという位置付けで考えております。

1条で「趣旨」を謳っており、小中学校体育施設の学校開放での利用に係る使用料 は、市民のスポーツ活動に限るという条件を付けております。2条で使用料を定めて おりまして、体育館につきましては1時間当たり200円、武道場、弓道場、卓球場 につきましては、中学校にある施設ですが、1時間あたり100円と定めようとする ものです。金額の根拠は、各小中学校の施設に備えられております、水銀灯、白熱灯、 蛍光灯の数を調査して、それぞれ1時間利用する場合の電気料金を計算して、その平 均的な数値で100円・200円としております。100円単位につきましては、今 年度から全市的に使用料が改正されておりますものと同様に100円未満のものは1 00円に切り上げて設定しています。電気料金が夏季の7月から9月までとそれ以外 で単価が違いますが、安い方で計算しますと、体育館では、小学校の平均値が104 円になります。参考ですが、夏季は114円になります。中学校につきましては、夏 季が146円、その他の季節が134円、小中学校両方合せた平均値は、夏季が12 1円、その他が111円となります。付いている照明器具の主な物は水銀灯で一部白 熱灯が併用されています。武道場も同じように電気料金を出しますと、夏季が46円、 その他の季節が42円になります。弓道場につきましては、蛍光灯が設置されている と言う事で、夏季が8円、その他の季節が7円と安くなります。体育館につきまして は、小学校、中学校の端数未満の処理をしますと同じ200円になりますので、両方 合せて平均の111円を200円としてまいります。同じように、武道場、弓道場、 卓球場につきましては、100円未満になりますので100円としてまいりたいと思 います。使用時間ですが、現状、夜につきましては、開始時間が6時半から使われて いるところも有りますし、7時や、7時半からのところも有ります。当初、市民体育 館と同じように、「午前・午後・夜」のブロックに分けようと思いましたが、中学校で は部活があり開始時間がずれる事 もあろうかと思い、1時間の単位に設定しまし た。使用料の算定基礎は電気料を基にしております。実際施設を利用する場合は、電 気料金だけでなくて、電球の交換等、施設の修繕も発生してきますが、学校教育のた めに使っている施設でありますので、学校で使う部分と学校開放・スポーツ解放で使 う部分の仕分けが非常に難しいため、電気料金を基に計算してそれを使用料相当額と したいと思います。計算値111円と使用料200円の差額は、維持管理経費にあた る部分も含まれるという事で端数処理をします。施設につきましては、利用される方 と利用されない方がみえます、利用されない方から見ますと利用者が費用負担をしな ければ、公平ではないと言う事になります。

3条の「使用料の減免」については、市長が特別の事情があると認めたときは免除すると謳っていますが、基本的に減免はしないと考えております。と言いますのは、使用料は電気料金相当額に当たる部分で徴収するからです。ただし、市が主催・共催して学校の体育館を使用して大会を行う事が発生すれば、減免しようと思っています。それ以外は、基本いただきます。身近なところでは、文化会館に準じていこうと考えています。

4条の「使用料の還付」については、設備が壊れて利用できなくなった場合、警報が出て利用できなくなった場合、利用日の2日前までに取消または変更があった場合等は還付を行うように考えています。

5条の「委任」につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。とします。今、学校開放では、規則、条例等はございません。要綱を設けて行っております。今回、この条例を9月議会に上程していこうと思っております。それに伴って条例が可決されてから、今の要綱を手直ししまして、規則に格上げしたいと思います。近隣の状況ですが、豊橋・豊川・蒲郡・田原につきましても利用料金を徴収しています。昭和51年の文部事務次官の通知にも適正な料金を利用者から徴収するよう考慮することとなっております。東三河の他市の使用料については、体育館・武道場1時間当たり100円が田原市、蒲郡市につきましては、1回当たりの使用料。豊橋・豊川については、午前(9:00から12:00)・午後(1:00から5:00)・夜(6:30~22:00)で使用料を設定しています。

使用料の別表の備考の1.専用利用料についてですが、体育館の大きさが様々です。1,000㎡を超えるような大きなところもありまして、利用の方法で1/2を使いたい時は、200円の半分で1時間100円という事で考えています。半面で使えば同じ時間帯で、もう1団体利用ができます。2団体で両方使うと1時間200円で取り扱いたいと考えております。備考の2.利用者が市外の場合1.5倍の額を考えております。備考の3は、利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなして計算します。今後、条例が可決された後で規則の制定を定例教育委員会議に諮りたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長

ありがとうございました。この件に関しまして、ご質問がありましたらお願いします。

委員

体育館と武道場の利用人数が分かりますか。

スポーツ課長

それぞれの数字は、今持ち合わせておりません。

委員

全体でいいです。

スポーツ課長

22年度の数値ですが、利用者が90,715人、開放の時間が11,930時間です。

委員

12,000時間にすると、200円で240万円ですね。この案に異論はないのですが、私としての考え方は、そもそも学校の施設なので、学校に関係する方々が使用するのが本筋で、それ以外で使う場合は、できれば、利用料金の何割かは、学校維持費に戻せるというくらいのプアラスアルファを付けてもいいのではないかという考え方です。

スポーツ課長

いま、学校スポーツ開放は、各学校に運営委員会を設けて行っております。行ってないところが作手中学校と協和小学校、菅守小学校です。菅守小学校は、施設が学校施設ではなくて多目的集会施設です。それ以外の学校は行っており、前年度の実績に応じて委託料を運営委員会に支出しております。使用料からあがってくる240万円は、この財源にしようか、電気料金から算定しているものですから電気料に充てるか、考えていきたいと思います。

委員

例えば、バレーボールをやるとすると使用料1時間200円で3時間やると、600円ですね、20人で借りると600円を20人で割る訳です。はっきり言って安いです。私は、もっと取っても、利用する人が減る訳では無くて、そのくらい取っても納得のいく状況になるのではないかと思います。ただだから豊川でやるかと言うと絶対それは、無いと思います。私はそれくらい取ってもいいと思います。一般的に公共の施設として全面的に対応するものではなくて、学校の施設であれば、それくらいの賦課をしても納得のできる範囲ではないかと思います。

スポーツ課長

東三河の4市も、電気料金相当額と言う事で電気料から計算して使用料を出しています。営繕費を足しても良いかと思いましたが、学校教育で使う部分とスポーツ開放で使う部分の仕分けが非常に難しいため、電気料金相当額を基本としています。

委員

集金はどこでやるのですか。

スポーツ課長

学校でお金を集めていただければ、一番確実ですが、難しい話だと思っております。 利用者の皆さんにはご足労願う事になりますが、スポーツ課の窓口において納めていただこうと。今考えているのはシールみたいな利用券を作りそれを、利用が終わった時に管理日誌に貼っていただこうかと思っております。窓口がスポーツ課だけだと遠いところもあり、利用者に不便をかけると思いますので、ある程度まとめて利用券を購入していただく方法もあるのでないかと考えています。団体の年間の利用回数は概ね決まっているようですので。今後、詳細については検討してまいります。

委員

今のまとめ買いという件でいくと、第4条の「還付しない」というのがうまく説明

できるようにしてください。

スポーツ課長

運用で考えていきたいと思います。

委員長

使われる方が団体の方で200円というのは、あまりにも安すぎるなと言うのが第1印象でした。もし、学校に還元されないとすれば、学校の先生方は関わらないという前提で、先生方がサービスで関わる事になると思います。学校の先生方は全く責任を負わないというのならいいのですが、何がしかの事をしていただくならば、学校に設備維持費というかたちで考えていただければいいなあと思います。

スポーツ課長

先程も説明させてもらいましたが、今は委託料というかたちで各学校の運営委員会に支出しております。現在、前年度実績に応じて全体で320数万円支払っています。その財源について200万円程度は使用料で賄える事になります。委託料の使途につきましては、施設の修繕、備品等に使ってもらっていますので、敢えてそれ以上支出しようとは考えておりません。現状でそのままいきたいと思います。学校開放の目的が地域に開かれた学校で、運営委員会は会長を校長先生か教頭先生が行い他は利用団体で運営しているので、あえて上乗せは考えておりません。施設の修繕は教育委員会でも予算化します。少額で出来る範囲の修繕等はこの委託料で賄ってくださいとお願いしております。

委員長

委託料をもらって、その施設に使うのではなくて、例えば、学校の整備、草取りと か遊具のペンキ塗りに使えるようであったら、とても良いと思うのですが、先生方も 協力してくださるのではないかと思います。

スポーツ課長

建前は使う施設が対象となります。

委員長

運動場を駐車場に貸した場合は、固くなります。砂を入れる費用にも使えるわけで すね。

スポーツ課長

差支えございません。

委員

子ども会が使う場合も同じように減免はしてくれませんか。

スポーツ課長

基本としては、納めていただくように考えております。

委員

他の団体が使う時はそれでいいと思います。金額的にはそんなに大きな金額ではないのですが、私達の学校という意識が強い中で、保護者の負担しているお金で運営し

ているので不満の声がでるかなあと思います。

スポーツ課長

市民体育館とか青年の家、文化会館は貸し出しを前提としたものであると思いますが、学校の体育館等は基本的には一般貸出はせず、学校教育の空き時間を利用して、地域住民のスポーツ活動のために貸し出しするものであると思います。目的が違うので皆納めてもらうという方向で進めていきたいと思います。

教育長

ここで協議していただいたご意見を参考にしながら、議会に提出することになるのですが、学校開放の利用団体等をみると、特定のスポーツクラブ、団体がどんどん使っているという状況にあります。そんな中で市民全体の公平を考えた時に、料金の一部をスポーツ振興とか社会貢献に還元する事についてのご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

委員

市としての考え方になるかもしれませんが、私は、単純に箱物を造るのは、市の裁量で造ったとしても、施設の運営費に関しては使っている者達で賄うくらいにしないと常に運営費を市で補填していかなければならないので、考え方としてまず以って、今の特定のスポーツ団体が使う事を含めて、使えば学校が助かるよと言う事でいいのではないかと思います。私が使う事によってこの学校が結構維持されているとなったほうがいいと思います。私は、もう少し金額的な負担があってもそんなに異論はでないと思います。

委員

学校開放のそもそものはじめは、何でしたか。学校を無料開放するから皆元気をだせ、体力をつけよという趣旨から始まったのではないですか。それをこれからお金を取ると言うのは、私はすぐには賛成しかねます。今の日本のように借金だらけに国も市町村もなっている中で、全部ただと言う訳にはいかないと思いますが、それでもそもそものスタートは、空いている学校の施設を開放するから皆運動をして体力を付けて元気になれという事で始まった制度ではないかと思います。

委員長

私も調べてみたのですが、「参加についても適正な料金を利用者から徴収することを考慮すること」とあります。昭和51年の通知に載っております。徴収してもいいという事で最初から謳われています。後、補修費、光熱費、水等の経費も書いてあります。私も、うちの学校を使ってくださいというような、使えば使ってくれるほど、学校としてはお金が入ってきて、それを学校でいろんな事に使えるという自由なお金になるといいなと思います。

委員

民間でこの建物を使おうとしたら、ものすごくお金がかかります。その分を考えて も、金額的なメリットははるかにあると思います。もし、お金を払うのがいやであれ ば、違う所を探して自分でやればいいと思います。公共で造られたものに対して自分達で有る程度の時間をかけて、減価償却を含めて使うというのであれば、公共性と言う事であれば「お金を払って自分で使ってますよ」と言う事くらいは市民としてやっていいのではないかと思います。ただ、箱を造るのは市民ではできないので、市で何を作るか決めて。施設運営とか維持に関しては、いつまでも、ランニングコストを出すという事になるといつか必ず限界がくると思います。であれば、逆に使ってもらって学校助けていくよと言う方が、もう少し簡単な発想で使ってくれるのかなあという意見です。

委員長

減免に関しても、なるべく減免をしないほうが良いと思います。

他にご意見ございませんでしょうか。

第4条の「利用日の2日前までに」というのは、具体的に日曜日に使用するといつになりますか。

スポーツ課長

前々日、金曜です。

委員

二日前が土日だったらどうしますか。

スポーツ課長

金曜日が祝日の場合もありますので、この辺も考え検討します。

委員長

体育館の専用利用面積が2分の1以下の使用の場合とありますが、半分使う時には 半分の照明を灯さないと言う事ですか。

スポーツ課長

料金設定から考えるとそういう事なのですが、通常の場合は1団体が使えば一杯なのですが、中学校の体育館はバスケットのコートが2面取れるようなかたちになっていて、電気の方も半分ずつ使えるようになっているようですので、半面利用となります。ここにつきましても、再度し検討します。

委員

スポーツをしていると、ボールが転がっていったりして、照明を片方しか点けない というのは、あまりあり得ないと思います。危険だと言う事もありますし、1. その ものは無くてもいいのではないですか。

教育長

2団体あっても、同じ料金をもらうという考え方ですね。とにかく、一つの団体が 使うのは200円、2団体使えば400円と言う事になる。

スポーツ課長

同じ時に2団体入られると、それぞれからいただくと、倍いただいてしまうような感じがして、2分の1を入れたのですが、検討いたします。

すべての学校が同じ時間帯、同じ終了時間でなくてもいいと思うのです。その設置 場所によって遅くまで、利用できるところがあってもいいし、場所によっては短めの 所もあってもいいと思います。市内すべてが同じ時間帯でなくてもいいと思います。

スポーツ課長

終わりの時間は、要綱の中で午後10時となっています。学校の使用の規則も朝8時から22時までになっています。1時間当たりの使用料は、利用する方にとって都合がいいかと思います。1時間当たりにしておけば、より使用実態にあったかたちで徴収できると思っています。

委員長

私は、小学校の近くに住んでいて、10時まで体育館から、声が聞こえると大変なんです。9時までならOKなんです。9時過ぎて静まり返った中でボールの音が響いて、大人の人達の大声が響いて、子ども達の遊ぶ声がして、教育環境としては、考えるべき事なので、場所によって住宅地では9時に終わる。山の中の学校では10時までOKというようなかたちにしていただければ、有りがたいと思います。特に、早寝・早起き・朝ごはん、の都合がありますので、子どもが遅くまでいる事に対し、非常に疑問に感じます。

もう一つ、済んだ後に掃除をすると思うのですが、掃除の時間は、期限の中にはいるのでしょうか。消灯までで1時間ですか。

スポーツ課長

利用は、準備の時間から片付けの時間を含めてです。

委員長

それでは、そのようにお願いします。

この件に関しましては、よろしいでしょうか。次に進めます。

日程第3 協議・報告事項

(2) 新城市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長

それでは、日程第3の協議・報告事項(2)新城市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をお願いします。

生涯学習課長

公共施設のあり方検討会の答申を受けまして、市として地区の集会施設など、地元が自主的に管理運営している施設につきましては、その実態に合わせましてその地区の所有に切り替えて行く事になりました。豊島・大海・小畑の三つの公民館につきましては、地区との協議が整いましたので、譲渡するにあたりこの9月の議会で条例から削除するために上程を予定しております。この公共施設の事につきましては、平成20年度に総務課を中心として、市の施設の中でも水道施設・病院施設を除きます417

の施設につきまして今後の施設の管理のあり方について検討を加えてまいりました。そうした中で施設の今後のあり方について、概ね次の三つに区分しようと言う事になりました。一つは、施設を現状維持のまま存続させるもの。二つ目は、再編成をするもの。再編成と言いますのは、具体的には消防団の関係です。消防団員の人数が減って、それに伴い消防団の再編成により詰所等を統合していくというものです。三つ目は、市の施設からは除外しまして、譲渡または施設の役割を終えたものについては撤去していくというものです。その中で、生涯学習課が管理しております公民館施設につきましては、地元が自主的に管理運営をしておりますので、その実態に合わせて、地区の所有に切り替えていこうという事でございます。公民館施設を含めた公共施設の今後のあり方につきましては、平成22年度の4月に行われました区長会、公民館長会、7月の下旬から9月の上旬にかけまして市内10カ所において説明会を行ったところです。今年度に入りまして、それぞれの施設所管課が各地区と協議を開始したところです。そんな中で、当課では先程の豊島・大海・小畑の三つの公民館につきまして地元へ下していくことを予定しています。

施設の譲渡の方法は、これまで地区では所有権登記ができませんでしたが、近年になりまして、認可地縁団体という自治会組織を設立すれば所有権移転登記ができるようになりました。公民館につきましても、そうした団体を設立した地区には名義変更を行い、地縁団体を設立する予定がない地区につきましては、市と地区との譲渡契約を結ぶ事で考えています。地区譲渡の対象となります公民館条例に名前が載っている施設が49施設ございますので、順次地元に譲渡していく予定です。

公民館が建っております土地につきましては、従来から地元で用意していただき、建物の建設については、市が建設費の4分の1を負担することで建設されてきました。また、土地については、地元の負担で名義が市になっているところが有ります。譲渡にあたっては土地と建物を併せて地元に下していくことを予定をしています。具体的には、豊島の公民館は土地は地区所有になっているので建物のみ譲渡で、まだ地縁団体がないので建物の譲渡契約という方法を取りたいと考えております。大海につきましては、土地が市の名義に、建物は地区名義になっております。大海には既に自治会組織がありますので、土地について名義変更まで行う予定です。小畑につきましては、土地が地区所有、建物も地区所有であったものを公民館という位置付けをしていたという事ですので、土地も建物も地元所有ですので、条例から名前を削除するのみというかたちになります。今回、9月議会にはこの3地区を予定しております。その他の施設につきましては、各地区との話が整いしだい、順次上程していきたいと考えています。

委員長

ありがとうございました。ご質問がありましたら、お願いします。

委員

区だとか自治会に、具体的に譲渡に関してコストが掛って来る事がありますか。ま

た、固定資産税はどういう扱いになりますか。

生涯学習課長

今回の譲渡については、所有権移転登記まですべて市の負担で行うことを考えています。そのためには、議会で議決をいただく必要があります。固定資産税の関係ですが、建物と土地に固定資産税が掛るわけですが、市税ですので、譲渡した後も地元が地区の施設として管理していくのであれば、申請によりまして課税免除というかたちになります。それから、財産を地元が得るという事になりますと県税である不動産取得税が課税されますが、住民のための公民館施設ですので、県に申請すれば減免を受けられます。実質的に地元負担は無いものと思っております。

委員

土地が市の土地で、上に自治会組織の建物を譲渡しました、後のそこを止めて他に 移転する事はできるのですか。

生涯学習課長

例えば、市名義ではあるのですが、個人の土地を公民館用地とするための購入費を地元が用意して、それによって市が購入して市名義にした場合、条件として公民館施設として使わなくなった場合には、土地は地元に返しますという覚書等が交わされていますので、その後どうするかは地元の判断となります。例えば、公民館を地元で受けて、そこは止めて他のところに公民館を建てようとする場合、その土地を公民館と関係ない駐車場にすれば、固定資産税はかかってきます。もう一つ新しい建物は建てるけれども、古い建物も地区のために使うという事であれば、それも申請によりまして課税免除になります。まず、新城地区内には無いと思いますが、地元負担が無く、市費もみで買収したものについては、今までとは逆で、市が条件として公共の施設以外に使ってはいけませんという条件が付くことになります。

委員長

館長の職に、関係がでますか。

生涯学習課長

施設が公民館として位置づけられているかどうかに関わらず、これまでどおり報酬 は出し、活動もこれまでと同じようにしていただく事を予定しております。

日程第3 協議・報告事項

(3) 平成23年8月臨時市議会について

委員長

それでは、日程第3、協議・報告事項(3)平成23年8月臨時市議会について、 説明をお願いします。

教育総務課長

臨時市議会の開催をお願いしますのは、山吉田地区におきます、新設小学校の工事 請負費の議案でございます。 昨日、入札が行われました。その結果、山吉田地区新設小学校建設工事の校舎棟につきましては、三河建設工業さんが落札しました。正式な契約については、議会で決定されます。落札金額は、消費税込みで477,750,000円でした。次に、屋内運動場につきましては、松井建拓さんが落札しました。落札金額につきましては、消費税込みで240,450,000円でした。この契約につきましては、新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条に、予定価格が1億5千万円を超えるものについては、市議会の議決が必要という事が条例で決まっておりますので、この2件が1億5千万円以上という事で、今回、臨時議会の開催をお願いするものです。日程につきましては、8月12日が召集告示、本会議が8月19日となっております。関連して、議会で議決された場合につきましては、起工式を8月25日の木曜日、午前10時から、10時半から起工報告式を建設現場で行うよう予定しております。正式に19日に議決が確定した場合には、19日付けで各業者と市長から、起工式と報告会のご案内をそれぞれしますので、ご出席のほうよろしくお願いします。

委員長

ありがとうございました。ご質問がありましたら、よろしくお願いします。

委員

面積は分かりますか。

教育総務課長

校舎棟につきましては、木造2階建一部鉄筋コンクリート造で2,199㎡、屋内運動場につきましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の平屋建て689㎡となっております。

日程第3 その他

(4) その他

委員長

それでは、新城版こども園について説明をお願いします。

委員

前回の教育委員会議から、こども園の会議はありませんが、7月22日と26日に こども園の運営会議の委員の有志で市内の学童保育の放課後児童クラブの現状、おお ぞら園の現状を見る見学があったと思います、私は把握しているので行きませんでし たが。

次回の会議が8月30日にあります。これも、8月の教育委員会の後になりますので、報告がさらに先になります。

委員長

ありがとうございました。

日程第4 その他

(1) 文化事業について

それでは、日程第4、その他(1)文化事業について説明をお願いします。

文化課長

8月に行います「しんしろ納涼映画祭」と「薪能」のチラシが出来上がりましたので紹介します。

納涼映画祭につきましては、8月12日の金曜日、第1部が午後2時30分から、子供向けのアニメ、第2部が午後7時から、大人向けの映画です。この映画につきましては、新城市内で一部ロケを行ったものです。この2本立てで文化会館小ホールで行います。

薪能につきましては、今年で22回目となります。8月20日の土曜日、午後4時から文化会館大ホールで行います。なお、当日、委員長さんには、火入れ式に参加していただきます。他の委員さんも御都合がよろしければ、ぜひ御観覧いただきたいと思います。

委員長

ありがとうございました。ご質問がありましたらお願いします。

それでは、他にございませんか。

学校教育課長

4点お願いします。最初に、連絡ですが、

教科書採択に関わりまして、陳情書が2件ほど出ておりますので、資料に付けてありますのでお読みいただきたいと思います。自由法曹団というところのものは、冊子を送って来ていますので、資料につけられませんでしたが、お読みいただくときは御連絡をください。

2点目は、9月3日土曜日の「健やかな成長を願う会」の御案内です。委員長さんには、講演前に仕事があります。

3点目は、韓国派遣が一月後に迫っており、練習の準備等が進んでおります。今年は、大邱で世界陸上があります。1月前になって、大邱市内で引率3名のホテル確保ができていません。万が一の場合は、隣の市にホテルが用意してあるので、例年と引率者の動きが変わる可能性があります。もう一つは、大雨でソウルに被害が出ております。それが一月後まで影響するのかどうか分かりませんが、情報を集めて子どもを安全に行かせたいと思います。

4点目は、今日、作手地区で教育委員会会議を開いていただいたという事で、終わった後時間があれば、作手地区の保育園、小中学校、高校の作品を総合支所の会議室を使って展示会をしていますので、見て行っていただけたらと思います。

委員長

ありがとうございました。質問はありますか。

学校教育課長

もう一点、高等学校に関する意見書の資料をお配りしておりますのでよろしくお願

いします。先回、臨時教育委員会会議の折に、御協議をいただきましたが、教育委員会が出す意見書は基本的には、一番新しいものと変わっておりません。校長会の名前で出すものは、作手校舎の存続条件につきましては、皆さん合意をいただけているという事で、先回出したものと同じものになっております。 2 項目は、大きく募集定員にしたほうが良いのではないかと受け止め文言を直させていただければ、細かな事は口頭でお話いただくほうが良いと思い案を作らせてもらいましたので、ご意見をいただけたらと思います。

委員長

今、ここで議論するかどうかですが。いかがでしょうか。

委員

これは、大事な問題なので、今日は菅沼委員さんが欠席なので、時間的な余裕があるのならば、全員揃ったところで改めてやった方がいいかと思います。

委員長

今の意見、いかがでしょうか。

それでは、近々という事付け加えまして、今から日程を決めます。

教育長

第1候補は、8月2日の火曜日、午前10時から12時半で、やむを得ない時は、 8月17日。

委員長

それでは、臨時の教育委員会議の第一候補として、8月2日火曜日午前10時から、第2候補として8月17日午前9時半から教育長室という事で、教育総務課長さん調整してください。

次回の定例教育委員会会議は、8月24日水曜日、午前9時30分から、リフレッシュセンターで行います。

長時間に渡りありがとうございました。以上で7月の定例教育委員会議を終了いたします。

委 員

委 員

委 員

委 員

教育長

書 記